

第 10 号議案 神戸国際港都建設計画工業団地造成事業の変更について
 (西神第 3 地区工業団地造成事業)

計 画 書

神戸国際港都建設計画工業団地造成事業の変更 (神戸市決定)

都市計画西神第 3 地区工業団地造成事業を次のように変更する。

名 称		西神第 3 地区工業団地造成事業				
面 積		約 136.8ha				
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		自動車 専用道路	1.3.3 号西神自動車道	25m	約 760m	都市計画施設
		幹 線 街 路	3.2.11 号複合産業団地環状線	30m	約 1,260m	都市計画施設
			3.3.56 号神戸三木線	25m	約 130m	都市計画施設
			3.6.30 号水呑木見線	12m	約 1,150m	都市計画施設
		その他の 道 路	西下木津線	22m	約 610m	
	上記の他、幅員 16~21mの道路を適宜配置する。					
	公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	面 積	備 考	
		地区公園	4.4.20 号木見中央公園	約 2.6ha	都市計画施設	
		近隣公園	3.3.82 号笹ノ尾公園	約 1.4ha	都市計画施設	
		緑 地	21 号木見西緑地	約 2.0ha	都市計画施設	
			22 号木見東緑地	約 1.1ha	都市計画施設	
	その他の 緑 地	周辺環境との調和を図るため、区域周辺に緑地を配置する。				
	下 水 道	公共下水道として、分流式で整備する。 汚水は、公共下水道へ導き、玉津処理場で処理し、明石川へ放流する。 雨水は、雨水排水渠により各調節池に導き、放流量を調節のうえ、各河川に放流する。				
	水 道	区域内高所に配水池を設置し送水する。				
調 節 池	名 称	面 積	備 考			
	1 号東笹山調節池	約 2.8ha	都市計画施設			
	2 号西笹山調節池	約 2.1ha	都市計画施設			

宅 地 の 利 用 計 画	区 分		面 積	比 率	備 考
	工場敷地		約 86.6ha	63.3%	
	その他施設用地		約 3.6ha	2.7%	
	小 計		約 90.2ha	66.0%	
	(参 考)	道路用地	約 20.9ha	15.2%	
		公園用地	約 4.0ha	2.9%	
		緑地用地	約 16.8ha	12.3%	
		調節池用地	約 4.9ha	3.6%	
小 計		約 46.6ha	34.0%		
合 計		約 136.8ha	100%		

「施行区域及び主な公共施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

西神第3地区工業団地造成事業は、既成市街地に立地している工場の移転場所を確保し、産業構造の高度化を促進することを目的として、平成3年に都市計画決定している。

このたび、5号西山調節池の位置の変更に伴い、本案のとおり工業団地造成事業を変更するものである。

(参考) 西神第3地区工業団地造成事業の変更の概要

1. 公共施設の配置及び規模

5号西山調節池を廃止する。

2. 宅地の利用計画

区分	変 更 前		変 更 後		増 減	
	面積	比率	面積	比率	面積	比率
工場敷地	約 84.9ha	62.1%	約 86.6ha	63.3%	約 1.7ha	1.2%
調節池用地	約 6.6ha	4.8%	約 4.9ha	3.6%	△ 約 1.7ha	△ 1.2%